

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～2月11日は「自主防災組織の体制を確認する日」です～

■自主防災組織は、自発的に自分の町、自分たちの隣人を守り合うための組織です

緊急時における連絡方法や自らの役割について確認しましょう

災害発生時には、避難などの自身の安全確保といった「自助」に続き、ご近所や地域における「共助」が大切です。平時から、良好な近所づきあいを保ち、自らの地域を自分で守る体制づくりに取り組み、高齢者なども含め、皆さんが「自分が活動する」という自覚を持つことも大切です。また、それぞれの役割を明確にし、確認しておくことも緊急時の活動を円滑に進める上で役立ちます。



■自主防災組織における備蓄や防災資機材の適正な維持管理のための確認をしましょう。

備蓄や防災資機材の保管場所、使用方法などについて確認し、情報を共有しましょう

備蓄や防災資機材も緊急時に利用できなければその効果を発揮しません。保管してある物やその量、保管場所の確認を行い、その情報を共有しましょう。特に防災資機材については、できる限り多くの皆さんがあなたに実際に使用して、使用方法を身につけていただくようお願いします。定期的に使用することで、資機材の点検にもなります。

問 総務課 危機対策係 ☎46-1376

カルチャーライブ講座 ～おきなぐらミニ作品展～ 開催します

戸倉公民館では、5月から開講しているカルチャー「絵手紙及びフラワーアレンジメント」講座の受講生による作品展を開催します。

今回の作品展は、身近な景色や彩り、移ろいを絵手紙に表現した作品や、季節の行事を楽しみながら作成したフラワーアレンジメントを展示していますので、是非お越しください。

なお、期間中の2月9日(金)には「初めての絵手紙体験教室」も開催していますので、興味のある人は、お問い合わせ願います。

日 時 2月8日(木)～19日(月) 午前9時～午後7時

会 場 戸倉公民館 視聴覚研修室



問 戸倉公民館 ☎46-9920

献血に行こう!

献血とは、病気の治療や手術などで輸血や血漿分画製剤を必要としている患者さんのために、健康な人が自らの血液を無償で提供するボランティアです。

日本国内では、少子高齢化などの影響により、主に輸血を必要とする高齢者層が増加し、若い世代が減少しています。

宮城県赤十字血液センターの献血車が来町しますので、ご協力をお願いします。

感染症対策のため、状況によってはお待ちいただく場合があります。時間に余裕をもってご来場ください。

●日時 2月14日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時

●場所 南三陸町役場1階 マチドマ

問 保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113

400ml献血のみ
となります



南三陸病院職員募集

南三陸病院勤務の職員採用試験を次のとおり実施します。
(令和6年4月1日採用予定)



募集する職種（人数）

看護師（若干名）
看護助手（若干名）

受験資格

・看護師

昭和45年4月2日以降に生まれた人で、募集する職種の免許を有する人または令和6年3月31日までに免許の取得が見込まれる人。

・看護助手

昭和59年4月2日以降に生まれた人。
※その他、日本国籍を有する人などの事項が受験資格として必要となりますので、詳しくは病院事務部で配布する採用試験案内または病院ホームページを確認ください。

試験日および会場

日時 2月26日(月) 午後1時30分～
会場 南三陸病院 会議室

試験の内容

作文および面接

申込書類

- 受験申込書（最近3カ月以内に撮影した写真を貼付）
 - 市販の履歴書
 - 各職種の免許証の写し
(在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書)
 - 職務に関する経歴書(任意様式)
 - 受験票を送付する封筒
(84円切手を貼り、宛名を明記)
- ※受験申込書については、病院事務部で配布しているほか、病院ホームページからダウンロード可能です。

受付期間

2月1日(木)～20日(火)
※受け付けは、平日の午前8時30分から午後5時まで。
(郵送の場合は、2月20日(火)必着)

合格発表

3月8日(金)に役場掲示場および病院ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

問 南三陸病院事務部 総務会計係 ☎46-3664
〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3

令和6・7年度競争入札参加資格審査申請の受け付けについて

令和6・7年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタントなど、および物品・役務などに係る競争入札の参加資格の登録を希望する事業者を受け付けています。

受付期間

2月21日(水)まで

受付要項 および様式

町ホームページに掲載しています。

受付方法

インターネットを利用した電子申請となります。書類での提出は不要です。
申請書や申請に必要な書類は、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください。

※インターネット環境がないなど、やむを得ない事情により電子申請ができない町内事業者に限り、これまでと同様に紙媒体での申請を可能とします。その際は、事前にご連絡ください。

※町外からの申請にあたっては、システム利用料が必要になります。町内事業者（本社または委任先が南三陸町内にある事業者）は、システム利用料は必要ありません。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

問 総務課 財政係 ☎46-1370